

問1	衆議院の優越が認められている事項の一つに「法律案の議決」があります。衆議院で可決され、参議院でこれと異なる議決をされた法律案について、衆議院の議決を国会の議決とするための手続きとして正しいものを選びなさい。 <small>（2026年 沖縄県公立入試 類似）</small>			
	1. 内閣が法律案の重要性を判断し、衆議院の議決を優先させることを決定する。	2. 参議院が法律案を受け取ってから30日以内に議決しない場合、自動的に成立する。	3. 衆議院において、出席議員の3分の2以上の多数で再び可決する。	4. 必ず両院協議会を開催し、そこで出席委員の過半数の賛成を得る。
問2	臨時会などの会期において法律案を成立させるまでの過程のうち、衆議院で可決された法律案が参議院で否決された場合の「衆議院の優越」に関する説明として、正しいものはどれですか。 <small>（2019年 山形県公立入試 類似）</small>			
	1. 法律案は参議院の同意が得られない限り、再議決の有無を問わず直ちに廃案となる	2. 参議院の否決を内閣総理大臣が差し止めることで、衆議院の議決を有効にできる	3. 両院協議会を開催して意見が一致しなければ、自動的に衆議院の議決が法律となる	4. 衆議院において出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば、法律として成立する
問3	日本の国会において、衆議院で可決された法律案が参議院で否決された場合でも、衆議院の優越に基づき、再度衆議院で議決を行うことで法律を成立させることができます。この手続きについて述べた説明として、正しいものを選びなさい。 <small>（2025年 兵庫県公立入試 類似）</small>			
	1. 両院協議会を必ず開き、そこでの協議が整えば法律として成立する。	2. 衆議院の総議員の三分の二以上の賛成があれば、法律として成立する。	3. 衆議院の出席議員の過半数の賛成があれば、法律として成立する。	4. 衆議院の出席議員の三分の二以上の賛成があれば、法律として成立する。
問4	参議院の緊急集会において採られた措置（決定）の扱いについて、正しい説明はどれですか。 <small>（2017年 長崎県公立入試 類似）</small>			
	1. 衆議院の解散中であっても、緊急集会の場に衆議院議長が出席すれば措置が確定する。	2. 内閣総理大臣が緊急集会の決定を承認すれば、次の国会での改めでの審議は不要となる。	3. 参議院は解散がないため、緊急集会で決定された事項はそのまま恒久的な法律となる。	4. 次の国会開会後、10日以内に衆議院の同意が得られない場合は、その効力を失う。
問5	国会が内閣を監視・抑制する権限の一つである「内閣不信任決議案」に関する説明として、制度の仕組みを正しく述べたものはどれですか。 <small>（2021年 香川県公立入試 類似）</small>			
	1. 不信任案が可決された場合、内閣は参議院を解散することで対抗できる。	2. 内閣の存立を左右する強力な権限であるため、衆議院のみに認められている。	3. 内閣総理大臣が欠けた際に行われる手続きであり、参議院が主導して決議する。	4. 衆議院と参議院の両方に認められており、両方の議院で可決される必要がある。
問6	刑事裁判の法廷では、裁判官の右側に検察官が、左側に被告人とその権利を守る弁護士が着席します。被告人が経済的な事情で弁護士を依頼できない場合に、国費によって弁護士が選任される制度について、その目的として最も適切なものはどれですか。 <small>（2021年 滋賀県公立入試 類似）</small>			
	1. 被告人に十分な防御の機会を与え、裁判における公正さを確保するため	2. 一般の国民が裁判に参加し、市民の感覚を裁判の内容に反映させるため	3. 検察官による起訴が正当であったかどうかを第三者が客観的に判断するため	4. 裁判の審理を迅速に進め、判決が出るまでの期間を短縮するため
問7	日本の裁判制度において、裁判の慎重を期して人権を守るために、一つの事件につき3回まで裁判を受けることができる仕組みを何といいますか。また、第一審の判決に不服がある場合に、第二審の裁判所へ裁判のやり直しを申し立てることを何といいますか。適切な組み合わせを選びなさい。 <small>（2024年 大分県公立入試 類似）</small>			
	1. 三審制 ― 控訴	2. 行政裁判 ― 控訴	3. 行政裁判 ― 上告	4. 三審制 ― 上告
問8	衆議院による内閣不信任決議案が可決され、内閣が「衆議院の解散」を選択した場合、その後の政治プロセスとして正しい記述はどれですか。 <small>（2025年 神奈川県公立入試 類似）</small>			
	1. 総辞職は行わず、選挙によって選ばれた新しい衆議院議員の過半数の賛成で内閣を継続する。	2. 総選挙を行わずに、参議院が緊急集会を開いて新しい内閣総理大臣を指名する。	3. 参議院議員の通常選挙を行い、内閣総理大臣が再び信任を得るまで職務を停止する。	4. 衆議院議員の総選挙を行い、その後初めて召集される国会で内閣は総辞職する。
問9	日本国憲法に定められた国会の権限のうち、国政調査権について正しく述べたものはどれですか。 <small>（2023年 新潟県公立入試 類似）</small>			
	1. 内閣が作成した予算案を審議し、修正や承認を行うことで国の財政をコントロールする権限	2. 国会が立法や行政の監視を果たすために、証人の喚問や記録の提出を求めることができる権限	3. 行政の運営が不適切である場合に、衆議院の決議によって内閣を退陣させる権限	4. 国の収入や支出の決算が正しく行われたかを検査し、その結果を報告する権限
問10	2013年の統計によると、人口10万人あたりの裁判官・検察官・弁護士の合計人数は、日本が32.8人であるのに対し、アメリカは396.4人、ドイツは234.2人と、日本の法曹人口は諸外国に比べて非常に少ないことがわかります。このような状況を改善するために行われた「司法制度改革」の主な目的として、最も適切な説明はどれですか。 <small>（2016年 鹿児島県公立入試 類似）</small>			
	1. 弁護士の資格取得を厳格化し、特定の専門家だけが司法を独占する仕組みを強化するため	2. 検察官の権限をさらに拡大し、警察の捜査結果だけで裁判を行わずに判決を下せるようにするため	3. 裁判官の人数を削減することで、裁判の効率化を図り、司法予算を大幅に縮小するため	4. 法曹人口を増やし、裁判にかかる時間の短縮や、国民が法的な助けを受けやすい環境を整えるため
問11	日本の防衛を主な任務とする自衛隊は、大規模な地震や豪雨などの自然災害が発生した際に「災害派遣」を行います。この派遣が実施される際の法的な仕組みとして最も適切な説明はどれですか。 <small>（2022年 大阪府公立入試 類似）</small>			
	1. 現場の警察署長が直接、自衛隊の駐屯地に対して出動を命令し、即座に救助活動を開始する。	2. 都道府県知事などの要請に基づき、防衛大臣やそれから委任された部隊長が派遣を決定する。	3. 海上保安庁長官が災害の規模を判断し、外務大臣との協議を経て他国への支援と同時に国内派遣を決定する。	4. 市町村長が内閣総理大臣を経由せずに、自らの判断だけで自衛隊の指揮権を行使して派遣させる。
問12	日本の司法制度において、国会が制定した法律や内閣が決めた命令などが憲法に違反していないかを判断する仕組みを違憲審査制といいます。この違憲審査制において、最終的な決定権を持つことから「憲法の番人」と呼ばれる機関として適切なものはどれですか。 <small>（2024年 福島県公立入試 類似）</small>			
	1. 内閣法制局	2. 地方裁判所	3. 家庭裁判所	4. 最高裁判所

答え合わせ・解説

問1	答え 3 衆議院において、出席議員の3分の2以上の多数で再び可決する。	法律案の議決において両院の意見が一致しない場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再議決を行うことで、法律として成立させることができます。予算や条約の承認、内閣総理大臣の指名においては、両院協議会を経ても意見が一致しない場合に衆議院の議決が自動的に国会の議決となりますが、法律案の場合は「3分の2以上の再議決」という手続きが必要になる点が大きな特徴です。
問2	答え 4 衆議院において出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば、法律として成立する	法律案の議決において衆議院と参議院の判断が分かれた場合、衆議院の優越が認められています。参議院で否決された場合でも、衆議院に戻して出席議員の3分の2以上の賛成で「再可決」すれば、法律として成立させることができます。予算や条約の承認とは異なり、法律案の場合は両院協議会の開催は任意である点も、仕組み上の大きな特徴です。
問3	答え 4 衆議院の出席議員の三分の二以上の賛成があれば、法律として成立する。	日本の二院制において、法律案の議決で両院の意見が一致しない場合、衆議院は出席議員の三分の二以上の賛成で再議決を行うことにより、参議院の判断に関わらず法律を成立させることができます。衆議院は任期が短く解散もあるため、参議院よりも国民の意思をより密接に反映していると考えられており、このような「衆議院の優越」が認められています。なお、予算や条約の承認とは異なり、法律案の再議決において両院協議会の開催は任意です。
問4	答え 4 次の国会開会后、10日以内に衆議院の同意が得られない場合は、その効力を失う。	緊急集会はあくまで衆議院が不在の間の暫定的な措置であるため、二院制の原則に基づき、新たに選出された衆議院による事後の同意が必須とされています。もし衆議院の同意が得られなければ、その決定は将来に向かって効力を失うことになります。
問5	答え 2 内閣の存立を左右する強力な権限であるため、衆議院のみに認められている。	内閣不信任決議案は、参議院には認められておらず、衆議院のみに与えられた権限です。これは、任期が短く解散もある衆議院の方が、より直接的に国民の意思を反映していると考えられる（衆議院の優越）ためです。参議院でも内閣に対する「問責決議」が行われることがありますが、これには衆議院の不信任決議のような法的拘束力（解散か総辞職を迫る力）はありません。
問6	答え 1 被告人に十分な防御の機会を与え、裁判における公正さを確保するため	刑事裁判は、国家権力を持つ検察官が被告人の罪を追及する場です。法律の専門知識を持たない被告人が一人で戦うことは困難であるため、国が弁護人の費用を負担する制度を設けることで、被告人の防御権を実質的に保障し、不当な判決を防ぐ役割を果たしています。なお、国民が裁判に参加するのは裁判員制度の説明です。
問7	答え 1 三審制 ― 控訴	裁判には誤りが起こる可能性があるため、慎重な審理によって国民の人権を保護することを目的に「三審制」が採用されています。第一審の判決に不服があり第二審へ訴えることを「控訴」、第二審の判決に不服があり第三審へ訴えることを「上告」と呼びます。これに対し、国や地方公共団体の不当な行政処分を争うものは「行政裁判」と呼ばれます。
問8	答え 4 衆議院議員の総選挙を行い、その後に初めて召集される国会で内閣は総辞職する。	内閣が衆議院を解散した場合は、40日以内に総選挙を行い、選挙から30日以内に特別国会を召集します。この際、たとえ与党が選挙で勝利したとしても、憲法第70条の規定により、特別国会の召集時に内閣は一度総辞職し、改めて内閣総理大臣の指名を行う必要があります。これは国民の審判を経た後の新しい議会との関係を構築するためです。
問9	答え 2 国会が立法や行政の監視を果たすために、証人の喚問や記録の提出を求めることができる権限	国会は「国権の最高機関」として、行政が正しく行われているかをチェックしたり、新しい法律を作るための資料を集めたりする必要があります。そのため、国会法に基づいて特定の事実を調査する力が与えられています。他の選択肢にある決算の検査（会計検査院の協力が必要）や予算の議決、内閣不信任案の提出などは、国政調査権とは別の目的で運用される制度です。
問10	答え 4 法曹人口を増やし、裁判にかかる時間の短縮や、国民が法的な助けを受けやすい環境を整えるため	日本は欧米諸国と比較して人口10万人あたりの法曹人口（裁判官・検察官・弁護士）が非常に少ないため、裁判が長期化したり、日常生活でのトラブルを法的に解決することが難しかったりする問題がありました。そこで、司法制度改革によって法曹人口の拡大を図り、国民にとって「身近で、迅速で、頼りがいのある司法」を実現することを目指しています。これに伴い、法テラス（日本司法支援センター）の設立なども行われました。
問11	答え 2 都道府県知事などの要請に基づき、防衛大臣やそれから委任された部隊長が派遣を決定する。	自衛隊の災害派遣は、原則として都道府県知事などの要請を受けて行われることが自衛隊法で定められています。これは、地域の状況を最も把握している地方自治体の判断を尊重するとともに、強力な実力組織である自衛隊の活動に一定の歯止めをかける文民統制（シビリアン・コントロール）の観点も含まれています。ただし、緊急を要し要請を待てない場合には、例外的に「自主派遣」が行われることもあります。
問12	答え 4 最高裁判所	裁判所は、すべての法律や規則、行政の処分が憲法に違反していないかを判断する違憲審査権を持っています。その中でも最高裁判所は、判決を確定させる最終的な裁判所（終審裁判所）として、違憲かどうかの最終決定を下す役割を担っているため、「憲法の番人」と称されます。